

物品購入等入札注意事項

前 橋 市

前 橋 市 水 道 局

入札参加者は、この注意事項、設計図書、仕様書、入札公告、入札に関する関係法令等の規定を熟知して入札に参加しなければならない。

1 目的

前橋市発注の物品の購入及び製造並びに役務等業務（以下「物品購入等」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札を行う場合における取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）、前橋市契約規則（平成2年前橋市規則第4号。以下「契約規則」という。）、前橋市水道局契約規程（平成3年前橋市水道局管理規程第1号。以下「水道契約規程」という。）、前橋市入札執行要領（平成6年3月29日伺定め）、前橋市水道局入札執行要領（平成6年4月1日伺定め）及び前橋市電子入札運用基準（物品・役務等用）（平成23年8月1日伺定め。以下「運用基準」という。）に定めるところによるもののほか、この注意事項の定めるところによる。

2 入札書の作成

- (1) 入札参加者は、設計図書及び仕様書に基づいて積算を行い、紙による入札（以下「紙入札」という。）の場合は、契約規則様式第2号又は水道契約規程様式第2号により入札書を作成すること。ぐんま電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して執行する入札（以下「電子入札」という。）の場合は、入力画面上で入札書を作成すること。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載又は入力された金額の100分の10（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項に規定する31年軽減対象課税資産の譲渡等（以下「31年軽減対象課税資産の譲渡等」という。）にあつては100分の8）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税法（昭和63年法律第108号）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100（31年軽減対象課税資産の譲渡等にあつては108分の100）に相当する金額

を入札書に記載又は入力すること。

- (3) 入札書の作成に際し、設計図書及び仕様書について疑義があるときは、関係職員に対して説明を求めることができる。ただし、非公表のものとして管理されているものは除く。
- (4) 紙入札の場合は、誤字、脱字等に十分留意して入札書を作成すること。
- (5) 電子入札の場合は、くじ入力番号欄に任意の3桁の数字を入力すること。

3 入札書の提出

- (1) 入札書提出後は、いかなる理由があっても入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (2) 紙入札の場合、入札書は、入札ごとに物件名、入札者名を記載した封筒に封入し、提出しなければならない。
- (3) 紙入札の場合、入札参加者は、代理人に入札させるときは、委任状を提出しなければならない。
- (4) 紙入札の場合、入札参加者及び入札参加者の代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。
- (5) 紙入札の場合、入札参加者は、自治令第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- (6) 電子入札の場合は、電子入札システムにより入札書を提出すること。
- (7) 電子入札の場合で、運用基準4項で定める基準に該当するときは、紙入札により参加することができる。この場合、紙入札参加申出書(運用基準様式1号)を提出し、受理された後、入札書を入札書提出締切日時までに発注者の指示するとおりに作成した封筒に封入し、提出しなければならない。封筒の作成にあたり、余白に「くじ番号(任意の3桁の数字)」を記載すること。
- (8) 電子入札の場合であっても、システム障害等の発生により入開札業務に支障があると判断したときは、入開札業務の延期、紙入札への移行などの処置を行うことがある。

4 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、紙入札の場合、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合においては、入札前に、入札辞退届(以下「辞退届」という。)を提出するか、入札を辞退する旨を記入した入札書を入札執行者に直接提出すること。
- (2) 指名を受けた者は、電子入札の場合は、入札書提出締切日時までは、い

つでも入札を辞退することができる。この場合においては、電子入札システムにより辞退手続きをすること。ただし、やむを得ない事由により電子入札システムにより辞退することができない場合は、入札書提出締切日時までに、辞退届を提出することにより辞退できるものとする。

(3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

5 公正な入札の確保

(1) 入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について、いかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

(3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(4) 入札参加者は、談合情報等があったときは、発注者の事情聴取等に協力しなければならない。

6 入札の執行

(1) 入札の執行回数は、再度入札を含めて2回を限度とする。ただし、入札の公告又は指名通知書等に明示した執行回数を超える入札は行わない。

(2) 再度入札は、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は参加することができないものとする。

7 入札の取りやめ等

(1) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないおそれがあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(2) 適正に入札を執行するために必要があるときは、入札中であっても、入札の中断等を行うことがある。

(3) 入札者がない、又は入札の辞退等により入札者が1人のときは、入札を中止する場合がある。

8 無効の入札

- (1) 入札参加に必要な資格のない者がした入札は無効とする。
- (2) 同一入札に、2枚以上の入札書を提出した入札は無効とする。
- (3) 入札に際し不正のあった者の入札は無効とする。
- (4) 同一入札で、2人以上の代理をした者の入札は無効とする。
- (5) 明らかに連合によると認められる入札は無効とする。
- (6) 入札書が指定した様式ではない、又は必要な事項を記載及び入力していない入札は無効とする。
- (7) 金額を訂正した入札書による入札は無効とする。
- (8) 紙入札の場合、記名を欠いた入札書による入札は無効とする。
- (9) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札は無効とする。
- (10) 電子入札の場合、不正の目的を持ってICカードを使用した者の入札は無効とする。
- (11) 前橋市入札執行要領第12条の2の規定により錯誤があったと認められる入札は無効とする。
- (12) その他入札に関する条件に違反した者の入札は無効とする。

9 失格

- (1) 紙入札の場合、入札の開始時に入札会場に出席していない者は、失格とする。
- (2) 電子入札の場合、入札書提出締切日時までに入札書の提出のない者は、失格とする。
- (3) 最低制限価格を設ける入札において、最低制限価格未満の入札をした者は、失格とする。
- (4) 入札執行者の指示に従わない者は、失格とすることがある。

10 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、最低制限価格を設ける入札においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。

11 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定

- (1) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、紙入札

の場合、直ちに該当入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。電子入札の場合は、入札時に入力した「くじ番号」により、電子くじを行い落札者を定める。

(2) 紙入札の場合において、該当入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

1.2 入札不調

落札者がいないときは不調とする。

1.3 契約締結できない落札者

(1) 落札者が、落札決定から契約締結までの間に指名停止等の措置を受けたとき及び契約の相手方として不適当な事由があったときは、契約を締結しないことがある。

(2) 議会の議決に付すべき契約の仮契約の相手方が、仮契約期間中に指名停止等の措置を受けたとき及び契約の相手方として不適当な事由があったときは、本契約を締結しないことがある。

(3) (1)及び(2)の場合において、落札者又は仮契約の相手方は、発注者に対して何らの損害賠償を請求することはできない。

1.4 暴力団による当該契約の履行に対する妨害又は不当要求を受けたときの報告

契約の相手方（元請業者）は、自ら又は下請業者が、前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団」という。）による当該契約の履行に対する妨害又は不当要求を受けたときは、発注者へ報告するとともに、警察へ被害届を提出すること。また、下請業者が暴力団による当該契約の履行に対する妨害又は不当要求を受けたときは、元請業者へ速やかに報告を行うよう指導すること。

1.5 異議の申立

入札をした者は、入札後、この注意事項、設計図書及び仕様書についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この注意事項は、令和3年4月1日から施行する。